

4 地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について

1 経緯

県では、平成12年に「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定するなど、温室効果ガスの排出削減の取組を進めてきましたが、県内における排出量は、大幅に増加しており、特に、オフィスや店舗といった民生業務部門や家庭部門において、高い伸びを示しています。

また、平成13年には「三重県生活環境の保全に関する条例」(生環条例)を制定し、産業部門(温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等)に対して排出削減の取組を進めてきました。今後は、エネルギー問題等も含めた総合的な観点から取組を進める必要があります。

こうした状況から、県では「地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」について、平成24年1月に三重県環境審議会に諮問しました。

審議会に設置された地球温暖化対策部会において、まずは、基本的な考え方として、①公平な役割分担の下で、自主的かつ積極的に推進されること②経済の持続的な成長を図りつつ推進されるものであることなどが示され、延べ4回にわたり条例に盛り込むべき内容等について、審議いただきました。

平成25年3月14日の環境生活常任委員会において、中間案素案を示し、ご議論いただくとともに、平成25年3月27日に開催された環境審議会において、中間案がとりまとめられました。

その中間案に対して、4月1日から4月30日まで意見募集(パブリックコメント)を行い、その意見等を反映した最終案素案を6月4日に開催した第5回の部会で審議いただきました。

※ [パブリックコメントの結果]

あり方に反映するもの	すでにあり方に反映されているもの	意見の反映が困難なもの	その他(意見・質問等)	合計
9件	16件	8件	18件	51件

2 最終案素案の主な内容

(1) 条例に盛り込むべき項目

- ア 事業活動における対策
- イ 建築物における対策
- ウ 自動車の利用における対策
- エ 消費生活に関わる対策
- オ 再生可能エネルギーの導入促進
- カ 森林の整備・保全の推進
- キ 気候変動による影響への適応
- ク 地球温暖化防止に係る教育・学習の推進
- ケ イベント開催における対策

(2) 条例に盛り込むべき主要内容

ア 事業活動における対策

産業部門からの二酸化炭素の排出量は、高効率設備の導入等企業の自主的な取組によってエネルギー原単位の改善が進んでいるものの、県全体の約6割と高い割合を占めており、引き続き、事業者の計画的な取組による一層の削減が求められています。

(事業者の義務)

○地球温暖化対策計画書制度の拡充

- ・エネルギー使用量の多い工場等（年間エネルギー使用量1,500k l以上）の設置者の事務・事業活動における温室効果ガス排出状況、排出抑制の措置・目標等を記載した計画書（3年間）の作成・提出（生環条例に規定済み）
- ・計画書提出者の計画書に記載した排出削減の取組実績や目標に対する達成状況の報告（毎年）
- ・計画書に記載した対策の進行管理や排出削減を進める者の選任

(努力義務)

- ・環境マネジメントの推進
- ・省エネ機器及び設備の積極的な導入
- ・環境物品やカーボン・オフセット商品の開発や提供 など

(県の義務)

- ・事業者が地球温暖化対策を進めていくための指針の作成・公表
- ・地球温暖化対策計画書の公表（生環条例に規定済み）
- ・計画書に記載した排出削減対策の取組実績や目標に対する達成状況の報告書の公表
- ・報告書の実績の評価・公表

イ 建築物における対策

オフィスや店舗等といった民生業務部門においては、業務系建築物の延べ床面積の増加に伴う空調・照明設備等の増加などにより、排出量が基準年度と比して78%増と高い伸びを示しています。

(事業者の義務)

○建築物環境配慮計画書制度の導入

- ・一定規模（延べ床面積5,000㎡）以上の建築物の新築、増築、改築（新築等）を行おうとする者の当該建築物に係る温室効果ガスの排出抑制の措置、高効率機器及び再生可能エネルギー利用設備の導入、建築物の緑化等の県が作成する指針に基づく検討結果等を記載した計画書の作成・提出
- ・計画書提出者の新築等が完了したときの届出

- ・一定規模（延べ床面積 5,000 m²、学校 8,000 m²）以上の興行場、百貨店、図書館、店舗等の特定用途建築物の所有者の事務・事業活動における温室効果ガスの排出状況の報告（毎年）（三重県独自規定）

（努力義務）

- ・建築物の省エネルギー化
- ・高効率機器・設備、再生可能エネルギー利用設備の導入
- ・建築物及びその敷地の緑化 など

（県の義務）

- ・建築物の省エネルギーを進めていくために必要な指針の作成・公表
- ・建築物環境配慮計画書の公表
- ・特定用途建築物の所有者から報告された温室効果ガスの排出状況の公表

ウ 自動車の利用における対策

運輸部門からの排出量は、近年、減少傾向にあります。県全体の約 15%を占めており、自動車からの排出量はその 9割を占めています。

（事業者の義務）

○自動車地球温暖化対策計画書制度の導入

- ・事業活動において一定台数（普通自動車及び小型自動車 100 台）以上の自動車の使用者（特定事業者）の温室効果ガスの排出削減の取組を記載した計画書（3年間）の作成・提出
- ・特定事業者の計画書に記載した排出削減の取組実績や目標に対する達成状況の報告（毎年）

○エコドライブ推進者の選任・届出

- ・特定事業者におけるエコドライブを推進する者の選任・届出

○大規模集客施設の実施方針の作成・提出

- ・大規模集客施設（劇場、映画館、店舗等の用途に供する集客施設で用途面積が 1 万平方メートル以上の施設）を管理する者の利用者来場時の温室効果ガス排出削減のため、送迎バスの運行や電気自動車の充電設備の設置等を記載した実施方針の作成・提出

○エコ通勤計画書制度の導入

- ・一定規模以上の事業所（常時雇用が 300 人を超え、かつ、自家用自動車等通勤率 7割以上）ごとの自家用自動車等の通勤に係る温室効果ガスの排出削減の取組を記載した計画書の作成・提出
- ・計画書提出者のエコ通勤の取組実績の報告

(努力義務)

- ・従業員の通勤に伴う温室効果ガス排出量がより少なくなる通勤方法（エコ通勤）への転換
 - ・エコカーの購入・使用
 - ・エコドライブの実施
 - ・公共交通機関、自転車の利用
- など

(県の義務)

- ・自動車から排出される温室効果ガスの削減のための指針の作成・公表
- ・自動車地球温暖化対策計画書の公表
- ・計画書に記載した排出削減の取組実績や目標に対する達成状況の報告書の公表
- ・大規模集客施設管理者が作成した実施方針の公表
- ・エコ通勤計画書及び取組実績の報告書の公表

エ 消費生活に関わる対策

家庭部門においては、家電の大型化・多様化等によるエネルギー消費量の増加や世帯数の増加などにより、排出量が基準年度と比して26%増と高い伸びを示しています。

(努力義務)

- ・温室効果ガス排出量の少ない生活様式への転換
 - ・環境物品やカーボン・オフセット商品の選択・使用
- など

オ その他の項目

(県の義務)

- ・防災、健康、農業等様々な分野において、地球温暖化を原因とする気候変動による影響に適応（対応）していくため、各行政分野において業務を進めていくうえでの留意すべき基本的な考え方（基本方針）を作成（三重県独自規定）

3 今後のスケジュール

今後、開催予定の三重県環境審議会において、「地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」最終案の審議、答申をいただいた後、条例案骨子を9月の環境生活常任委員会でお示しし、11月定例会議に提案していきます。

三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方（最終案 素案）

条例制定の背景

- これまでの地球温暖化対策の取組
 - ◎「三重県地球温暖化対策推進計画」の策定(平成12(2000)年)
 - ◎温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対する地球温暖化対策計画書の作成義務化(「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13(2001)年))
 - ◎三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)の認証制度の導入(平成16(2004)年)
 - ◎「三重県地球温暖化防止活動推進センター」の指定(平成16(2004)年) など
- 条例の必要性
 - ◎産業部門において、CO₂排出量は、平成2(1990)年度(基準年度)に比して平成21(2009)年度は約1%増加しているものの、排出原単位では一定の効果が見られている。しかしながら、産業部門は県内におけるCO₂排出量の約6割を占めており、今後も継続的かつ実効的な取組が求められている。
 - ◎オフィスや店舗等の民生業務その他部門からのCO₂排出量は約78%、民生家庭部門は約26%と、大きく増加していることから、効果的な取組が求められている。
 - ◎運輸部門のCO₂排出量は、近年は減少傾向にあり、平成21(2009)年度の排出量は基準年度とほぼ同じであるが、自動車の使用に伴うものが約93%と大半を占めていることから、自動車のCO₂排出量の削減の有効な取組が求められている。

これまでは、産業部門でCO₂排出量削減を促す制度を条例の一部で規定していたが、今後は、こうした課題を解消していくうえで、長期的視点に立ち、あらゆる場面において、エネルギー問題等を含めた総合的な観点から温暖化対策を推進するための新たな条例の制定が必要である。

基本的な考え方

新条例において、地球温暖化対策は、次に掲げる事項を基本として推進することとします。

- 一 県、事業者、県民及び滞在者の個別並びに相互の連携によって総合的かつ計画的に推進されるものであること。
- 二 県、事業者、県民及び滞在者が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に推進されるものであること。
- 三 県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長を図りつつ、推進されるものであること。

条例の目的

地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例の基本理念に則り、県、事業者、県民及び観光旅行等の目的で県内に一時的に滞在する者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、様々な主体が経済活動や日常生活のあらゆる場面において、これまでの行動様式を見つめ直し、自らの役割を果たしながら、地球温暖化問題の解決に寄与すると同時に、地球環境への負荷が少ない低炭素社会を実現することを目的とします。

条例に盛り込むべき主要内容

行
動

項目	主要内容
①事業活動における対策	(事業者の義務) 地球温暖化対策計画書の作成・提出、排出削減の取組実績等の報告、排出削減推進者の選任 (努力義務) 環境マネジメントの推進、省エネ機器及び設備の積極的な導入、環境物品やカーボン・オフセット商品の開発や提供 など (県の義務) 事業者が地球温暖化対策を進めていくための指針の作成・公表、地球温暖化対策計画書等の公表、地球温暖化対策計画書に記載した取組実績等の評価・公表
②建築物における対策	(事業者の義務) 建築物環境配慮計画書の作成・提出、新築等完了の届出、排出状況の報告 (努力義務) 建築物の省エネルギー化、高効率機器・設備、再生可能エネルギー利用設備の導入、建築物及びその敷地の緑化 など (県の義務) 建築物の省エネルギー化を進めていくために必要な指針の作成・公表、建築物環境配慮計画書等の公表
③自動車の利用における対策	(事業者の義務) 自動車地球温暖化対策計画書の作成・提出、エコ通勤計画書の作成・提出、大規模集客施設の実施方針の作成・提出、排出削減の取組実績等の報告、エコ通勤の取組実績等の報告、エコドライブ推進者の選任 (努力義務) 従業員の通勤に伴う温室効果ガス排出量がより少なくなる通勤方法(エコ通勤)への転換、エコカーの購入・使用、エコドライブの実施、公共交通機関、自転車の利用 など (県の義務) 温室効果ガスの削減のための指針の作成・公表、自動車地球温暖化対策計画書やエコ通勤計画書等の公表、大規模集客施設の実施方針の公表
④消費生活に関わる対策	(努力義務) 温室効果ガス排出量の少ない生活様式への転換、環境物品やカーボン・オフセット商品の選択・使用 など
⑤再生可能エネルギーの導入促進	(県の努力義務) 再生可能エネルギーの導入、地域資源や地域特性に応じた再生可能エネルギーの創出 など
⑥森林の整備・保全の推進	(県の努力義務) 森林の整備・保全活動の推進、県産材利用の推進、森林の吸収機能等に関する理解の促進 など
⑦気候変動による影響への適応	(県の努力義務) 地球温暖化を原因とする気候変動の影響に適応(対応)していくための理解の促進 など (県の義務) 気候変動による影響に適応していくため、防災、健康、農業等の様々な行政分野において業務を進めていく上での留意すべき基本的な考え方を作成
⑧地球温暖化防止に係る教育・学習の推進	(県の努力義務) 環境教育・環境学習の推進、地球温暖化対策に関する普及啓発、広報活動、情報提供 など
⑨イベント開催における対策	(努力義務) イベント開催時におけるエネルギー消費量の低減や公共交通機関の利用などの環境配慮 など

三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方検討等の経緯

- 平成24年 1月26日 三重県環境審議会へ諮問
- 3月19日 第1回地球温暖化対策部会
・三重県における現状と課題
・検討項目の選定
- 6月18日 環境生活常任委員会
・あり方の検討状況について報告
- 8月 3日 第2回地球温暖化対策部会
・条例の目的
・④～⑧の検討項目のあり方審議
- 11月 8日 第3回地球温暖化対策部会
・①～③、⑨の検討項目のあり方審議
- 平成25年 2月22日 第4回地球温暖化対策部会
・「条例のあり方(中間案 素案)」審議
- 3月14日 環境生活常任委員会
・「条例のあり方(中間案 素案)」報告
- 3月27日 三重県環境審議会へ中間案報告
- 4月中 パブリックコメント
- 6月 4日 第5回地球温暖化対策部会
・「条例のあり方(最終案 素案)」審議

5 三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づく流入車対策について

1 NO_x・PM法対策地域の現状と課題

三重県北勢地域の6市町（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）は、平成13年12月にNO_x・PM法対策地域に指定されたことから、法に基づき排出ガス基準を満たしていない車両は対策地域内で登録ができない車種規制を実施するとともに、平成22年度を目標とした三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画（以下、「総量削減計画」という。）を平成15年度に策定し各種対策を講じてきました。しかし、二酸化窒素の環境基準は、国道23号の自動車排出ガス測定局「納屋局（四日市市）」で、平成16年度を除き平成22年度まで継続して達成できませんでした。*

国は、平成23年3月に、平成27年度に各測定局における二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準達成、平成32年度までに対策地域内全域でその環境基準を達成することを目標とする総量削減基本方針を示したことから、県は同方針に基づき平成25年3月に総量削減計画を定めました。

総量削減計画策定時に実施したシミュレーション調査結果では、これまでの取組だけでは削減計画の目標年度の平成32年度に測定局以外の一部地域（国道23号沿道）で二酸化窒素の環境基準を超過することが予測されています。

* H23年度は環境基準達成、H24年度は環境基準達成見込み

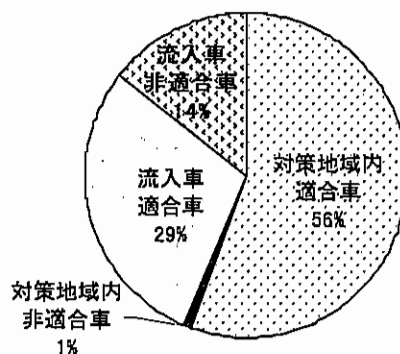
2 流入車対策の必要性について

これまでも対策地域内では環境基準達成に向けて、対策地域内で排出基準適合車への転換、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等の様々な対策を行ってきました。

今後、対策地域全域で環境基準を達成するためには、対策地域内の対策だけでは二酸化窒素等排出量の大幅な削減は見込めないため、対策地域外から流入してくる車両にも環境改善への協力を求める流入車対策が必要です。

対策地域内における排出量割合の多い大型車（普通貨物車、特種車、バス）の対策地内外別（適合・非適合別）の二酸化窒素等排出量割合をみると、流入車非適合車の排出量割合は大型車全体の約14%を占めます。

対策地域内における大型車（適合車・非適合車）の二酸化窒素等排出量割合



H24 三重県総量削減進行管理調査

3 三重県流入車対策検討会議について

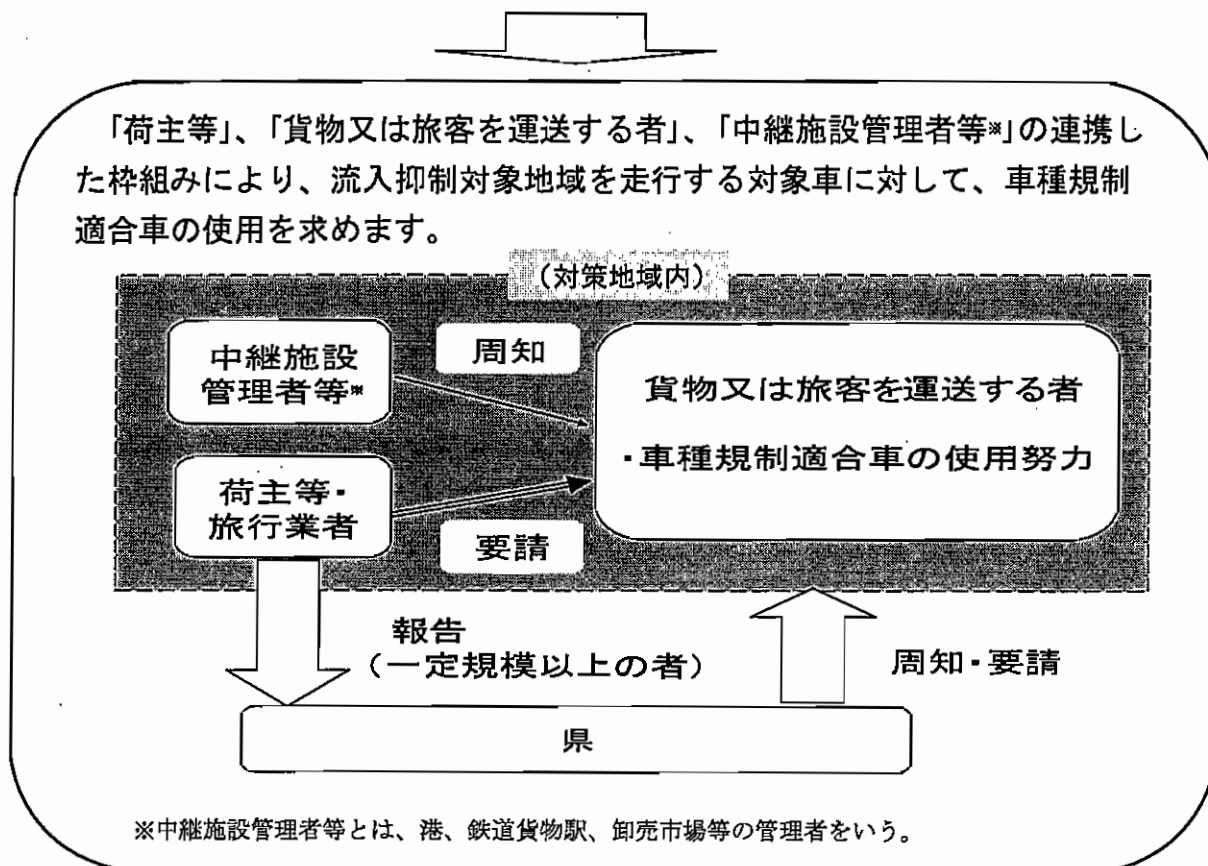
(1) 組織

地域の実情に応じた流入車対策を検討するため、道路管理者、運送事業者、荷主、県民及び国縣市等10名で構成された三重県流入車対策検討会議（平成24年10月設置）で、これまで4回会議を開催し素案をとりまとめました。

(2) 三重県流入車対策（素案）の概要

ア 枠組みについて

国道23号を通行する車両の9割以上が対策地域内に目的を持って走行（発着車）していることが判明しました。（平成22年度三重県調査結果から）



イ 流入抑制対象地域・対象車について

流入車対策では、流入抑制対象地域や流入抑制対象車の車種等について検討会議の中で議論を行いました。

【主な論点】

- ・ 流入抑制対象地域をNO_x・PM法対策地域全域とするのか、地域を限定するのか。
- ・ 流入抑制対象地域を限定した場合、想定される迂回路の現状を極力悪化させないためには対象車種等をどうするのか。
- ・ 流入抑制対象車の排出ガス規制区分を「車種規制非適合車」とするのか、それ以上の規制区分とするのか。
- ・ 運行形態を「発着車」のみにするのか、「通過車」まで含めるのか。

現在の二酸化窒素環境基準の達成状況を踏まえ、生活環境の保全と経済に与える影響等を総合的に判断し、合理的な対策となるよう検討を行いました。

三重県流入車対策（素案）は、当面、流入抑制対象地域を「国道23号」のみとし、流入抑制対象車を「車種規制非適合車」、「大型3車種」、運行形態を「発着車」として実施し、削減計画の中間目標年度である平成27年度の二酸化窒素の環境基準達成状況を踏まえて、平成28年度に再度検討することとしました。

なお、三重県流入車対策は、県要綱で実施する予定です。

【三重県流入車対策（素案）の各条件】

流入抑制対象地域	「国道23号（対策地域の一部）」	
流入抑制対象車	規制区分	車種規制非適合車
	車種	「普通貨物車（車両総重量8t以上）」、「特種車（車両総重量8t以上）」、「バス（定員30人以上）」の大型3車種
	運行形態	「発着車」

4 今後の予定

平成25年6月～7月	主な関係団体へヒアリング 第5回検討会議（三重県流入車対策（中間案）） パブリックコメント
8月	第6回検討会議（三重県流入車対策（最終案））
10月	三重県議会へ報告

6 寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定、基準及び手続き等にかかる条例制定について

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）の活動基盤を強化し地域における活動を促進するため、地方税法第37条の2第1項第4号に規定する寄附金（NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金）及び寄附金を受け入れるNPO法人を条例で指定するために必要な基準及び手続き等を定める「地方税法第三十七条の二第一項第四号の規定により控除対象となる寄附金及び寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（仮称）」を制定します。

1 条例素案の概要

(1) 趣旨

この条例は、地方税法第37条の2第1項第4号に規定する寄附金及び寄附金を受け入れるNPO法人を条例で定めるための基準及び手続等を規定します。

(2) 指定の基準及び手続等

NPO法人から指定の申出があった場合で、次の指定基準に適合すると認めるときは、指定のための手続を行います。（条例素案参照）

- ①県内に主たる事務所を有すること
- ②寄附金充当事業に関する基準
- ③公益性に関する基準
- ④組織・運営に関する基準

(3) 審査委員会の設置

指定の手続を適正に実施するため審査委員会を設置し、指定基準への適合性等について審査をします。

(4) 信頼性確保のための規定整備

- ①条例指定を受けたNPO法人の責務
役員報酬規程等の書類を事務所において備え置き、閲覧及び公表
- ②県の行う措置
報告及び検査、勧告・命令等及び指定の取消しのために必要な手続を行う基準等

2 スケジュール

平成25年6月下旬～7月中旬

「地方税法第三十七条の二第一項第四号の規定により控除対象となる寄附金及び寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（仮称）」素案のパブリックコメントの実施

平成25年9月

「地方税法第三十七条の二第一項第四号の規定により控除対象となる寄附金及び寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（仮称）」案を議会に提出

平成26年2月

「地方税法第三十七条の二第一項第四号の規定により控除対象となる寄附金及び寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（仮称）」案を議会に提出

地方税法第三十七条の二第一項第四号の規定により控除対象となる寄附金及び寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（仮称） 素案

1 趣旨

この条例は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の住民の福祉の増進に寄与する寄附金及び寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）を条例で定めるための基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定の申出

寄附金を受け入れようとするNPO法人（以下「申出者」という。）は、申出書を知事に提出しなければならない。

3 指定のために必要な手続を行う基準等

- (1) 知事は、申出者が指定基準（別紙1）に適合すると認めるときは、申出者について、指定のために必要な手続（以下「指定の手続」という。）を行う。
- (2) 知事は、指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ審査委員会へ意見を聴く。

4 欠格事由

知事は、次の欠格事由に該当する申出者については、指定のために必要な手続を行わない。

- (1) 役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しないもの
- (2) 指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの
- (3) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反しているもの
- (4) 暴力団、暴力団構成員等であるもの 等

5 審査委員会

- (1) 指定の手続を適正に実施するため、審査委員会を置く。
- (2) 審査委員会は、知事の諮問に応じ調査審議する。
 - ① 指定基準への適合審査に関する事項
 - ② その他、知事が必要と認める事項

6 指定の更新の申出

- (1) 条例指定を受けたNPO法人（以下、「指定NPO法人」という。）は、寄附金控除対象期間（5年間）終了後も継続して指定NPO法人としてNPO活動を行おうとするときは、知事に申し出なければならない。

(2) 知事は、更新の基準に適合すると認めるときは、指定の手続を行う。

7 変更の申出

指定NPO法人は、申出書類の記載内容、指定基準①又は②、役員、代表者の氏名、定款の変更等については、知事に届出をしなければならない。

8 申出書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧等

- (1) 指定NPO法人は、申出時に提出した書類、前事業年度の寄附者名簿、役員報酬・職員給与規程等を、事務所に備え置かなければならない。
- (2) 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款、(1)の書類(寄附者名簿を除く。)の閲覧の請求があったときは、事務所において閲覧させなければならない。
- (3) 指定NPO法人は、(2)の書類をインターネット等により、公表しなければならない(事業報告書等にあつては年間役員名簿及び社員名簿を、役員名簿にあつては住所を除く)。

9 役員報酬規程等の提出及び公表

- (1) 指定NPO法人は、毎事業年度1回、役員報酬・職員給与規程等を、知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、申出時に提出された書類、(1)の書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、閲覧させ、謄写させる。

10 報告及び検査

知事は、条例の施行に必要な限度において、指定NPO法人の業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、検査することができる。

11 勧告、命令等

- (1) 知事は、12(2)に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、期限を定めて、改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- (2) 知事は、(1)の勧告を受けた指定NPO法人が、その勧告に係る措置を採らなかったときは、措置を採るべきことを命ずることができる。

12 指定の取消しのために必要な手続を行う基準等

- (1) 知事は、指定NPO法人が、次の取消事由に該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。
 - ①欠格事由(4(2)を除く。)に該当するとき
 - ②偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき
 - ③正当な理由がなく、11(2)の命令に従わないとき

④改善命令によって改善を期待できないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき

⑤主たる事務所の所在地を県外に変更したとき

⑥寄附金を充当する予定の事業に充当しなかったとき 等

(2) 知事は、指定NPO法人が、次の取消事由に該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

①指定基準②、⑦、⑧イロ、⑩に適合しなくなったとき

②閲覧させる書類を閲覧させていないとき

③インターネット等で公表する書類を公表しなかったとき

④報告又は検査に際し、虚偽の報告をし、又は検査を拒んだとき

⑤法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき 等

NPO法人条例指定基準（案）

		指定基準項目	
住 所	①	県内に主たる事務所を有すること	
寄附金充当事業	②	寄附金を充当する予定の事業が、県内において行われ、かつ、NPO法人の活動分野(NPO法第2条別表等)であって、住民の福祉の増進に寄与すると認められるものであること	
公益性に関する基準	③ ⑤	公益的な活動を行っていること	(1) 県民、地域社会の構成員に事業活動に係る情報を周知する取組 (2) 県民、地域社会の構成員等からの支持、多様な主体との連携又は協働の取組 (3) 地域課題を解決するための継続的な活動 (参考資料「公益性に関する基準」による。詳細は規則等に定めることとする。)
組織・運営に関する基準	⑥	事業活動において、右に示す公益的な活動が50%未満であること	会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
			事業活動に伴う便益の及ぶ者が会員等特定の範囲の者である活動
			特定の著作物又は特定の者に関する活動
			特定の者の意に反した活動
	⑦	運営組織および経理が適切であること	$\text{役員のうち親族関係を有する者等人数} \div \text{役員総数} \leq 1/3$
			$\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等の人数} \div \text{役員総数} \leq 1/3$
			各社員の表決権が平等であること
			公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、帳簿及び書類を備え付けて取引を記録し帳簿を保存していること
			適正な経理を行っていること
	⑧	事業活動の内容が適正であること	宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていないこと (イ)
			役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと (ロ)
			$\text{実績判定期間における特非活動に係る事業費} \div \text{総事業費} \geq 80\%$
$\text{実績判定期間における受入寄附金総額のうち特非活動に係る事業費に充てた額} \div \text{受入寄附金総額} \geq 70\%$			
⑨	情報公開を適切に行っている(閲覧すること)	事業報告書等、役員名簿及び定款等	
		寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類、指定基準等に適合する旨、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
		寄附金を充当した事業の内容に関する事項	
		役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、資金に関する事項及び資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類など	
		助成金支給、海外送金などにより作成した書類の写し	
⑩	三重県へ事業報告書等の提出	事業報告書等(会計、役員名簿等)、定款・認証書・登記書類等	
⑪	不正行為等	法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと	
⑫	設立後の経過期間	申出をする事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること	

公益性に関する基準

1. 公益性の判定

- 下記2(1)に含まれる判断項目(①～④)のうち、いずれかに該当していること
 - 下記2(2)～(3)に含まれる判断項目(⑤～⑧)のうち、いずれかに該当していること
 - 2(4)の記載内容から当該NPO法人の取組や実績が評価できること
- 上記3点を満たしている場合は、公益活動が実践されていると判定する

2. 公益性に関する基準(公益的な活動を行っていること)

(1) 県民、地域社会に事業活動に係る情報を周知する取組

趣旨・判断の視点

NPO法人が、地域の課題を解決するために取り組む特定非営利活動に係る事業について、県民、地域社会へ周知する取組を行っているかどうかを、以下の判断項目で確認します。

発信される情報の内容は、それぞれのNPO法人の定款に掲げる特定非営利活動に係る事業に関するものであり、当該事業は県内において実施されていることが必要です。

判断項目

- ① マスメディアを使つての情報発信回数: 年平均2回以上
(活動の告知も含む。メディアは特に限定せず、新聞(地元紙、地域版含む)、テレビ(ローカル放送、ケーブル放送等含む)、ラジオ、折り込みチラシ等、社会常識の範囲で広く捉えます。)
- ② ホームページ(ブログも含む)の更新頻度: 年平均4回以上
(活動内容や活動実績、団体または活動への参画方法が内容に含まれていること。)
- ③ 一般向け会報誌の配布、設置: 年平均5箇所以上
(設置場所は特に限定せず、不特定の者が出入りできる場所(市民活動センター、公民館、商店、飲食店等、社会常識の範囲で広く捉えます。)とします。)
- ④ 一般を対象としたセミナー、イベント等の活動: 年平均4回以上
(一般向けの周知文書、開催時の写真等を添付すること。)

(2) 県民、地域社会等からの支持

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域への貢献実績をはかる一つの尺度として、県民、地域社会から支持を受けているかどうかを、以下の判断項目で確認します。

支持を受けているとされる実績は、NPO法人の定款に掲げる特定非営利活動に係る事業に関するものであり、当該事業は、地域の課題を解決するために県内において実施されていることが必要です。

判断項目

- ⑤ 組織運営、セミナー、イベント等へのボランティアスタッフ参加数: のべ人数で年平均100人以上(ただし、実人数が年平均10人以上いること)

(実人数が10人以上であることを示す氏名、市町名を記載した名簿を添付。)

⑥寄附実績:3,000円以上の寄附が年平均で50人以上あること

⑦主催したセミナー、イベント等への一般参加者数:のべ人数で年平均100人以上(ただし、⑤に該当するボランティアスタッフの参加数は含めないこと。)

(3)多様な主体(他NPO、学校、企業、自治体等)との連携・協働の取組

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域への貢献実績をはかる一つの尺度として、多様な主体(他NPO、学校、企業、自治体等)との連携・協働の取組を行っているかどうかを、以下の判断項目で確認します。

連携・協働の取組は、NPO法人が地域の課題を解決するために取り組む特定非営利活動に係る事業として県内において実施されていることが必要です。この取組により、県民や地域社会へ公益的なサービスの提供に繋がった、地域の課題解決に向け一定の効果が見られた、県民や地域社会へ波及効果を生じさせることができた、などの視点で判断します。

判断項目

⑧様々な主体(他NPO、学校、自治会、公益法人、企業、自治体等)との連携・協働した活動の実施:年平均1回以上

(4)地域課題を解決するための継続的な活動(自由記述、A4用紙1枚程度とする。参考資料の添付可。)

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域への貢献実績をはかる一つの尺度として、地域の課題を解決するために取り組む活動が、県内で継続的に実施されているかどうかを確認します。

継続的な活動は、NPO法人の定款に掲げる特定非営利活動に係る事業に関するものとし、当該活動は、①地域課題を解決するために県内において実施しているもの、又は、②県外で継続的に実施してきた実績があり、県内においても地域課題を解決するために有効であるとして継続的に実施することを見込んでいるもの、のいずれかである必要があります。

申請にあたっては、継続的な活動の内容、実施期間、実施地域、掲げる目標、活動による効果等について(②は将来の継続性に関する事項を追加して)アピールしてもらいます。

記載された内容をもとに、地域の課題解決への貢献実績が認められるかどうかという視点で、総合的に判断します。

※上記各判断項目で使用する「年」とは、「事業年度」を指すこととし、過去5事業年度(初回申出時は過去2事業年度)平均で各基準を満たしている必要があります。

※(1)③、(3)⑧において、実績判定期間のうち複数事業年度にわたって、会報誌の設置や自治体からの契約の実績がある場合は、該当年度においてそれぞれ実績があるものとみなします。

寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定について

地方税法第三十七条の二第一項第四号の規定により控除対象となる寄附金及び寄附金を受け入れる

特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（仮称）案

1 制度の概要

県内のNPO法人は、現在、約650法人あり、その数は年々増加しています。しかし、その一方で多くの法人が財政基盤の脆弱性、人材の不足、社会的認知度の低さなど多くの課題を抱えています。

活動基盤の強化に向けて寄附を促進するため、認定NPO法人に対する寄附の税優遇制度が、すでに整備されています。

さらに、平成23年6月には、NPO法人への寄附の一層の促進のため、地方税法が改正され、各自治体が住民の福祉の増進に寄与するNPO法人を、条例において個別に指定することにより、当該法人に対する寄附金を、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようになりました。

また、認定NPO法人の認定基準のうち、「広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準」（PST基準）に、条例によるNPO法人の個別指定が追加され、認定NPO法人の認定が受けやすくなりました。

2 市町との協議の経緯

これを受け、県及び市町それぞれが、同一のNPO法人を条例指定することについて、市町と協議を重ねてきました。その結果、市町が個人市町民税と個人県民税を一体で賦課徴収している現状を考慮しながら、県及び市町がそれぞれ独自に条例指定をするのではなく、県が単独で条例指定することが望ましいとの意見があり、その方向で調整をしています。

3 認定NPO法人へのステップとしての制度

平成20年度の県及び市町の条例改正により、県内の認定NPO法人への寄附金は税控除の対象とされました。

県としては、条例指定されたNPO法人が、すみやかに認定NPO法人へ移行できるような制度の運用を図りたいと考えています。

なお、認定NPO法人の申請を予定しているNPO法人（約40法人）のうち、約30法人が、条例指定NPO法人から認定NPO法人へと、段階的な申請を予定しています。

4 円滑に条例指定制度を運用するための具体的な基準

上記を受けて、次の（1）～（3）に留意しながら、具体的な条例指定の基準案を策定しました。

（1）条例指定の組織・運営に関する基準は、法による認定NPO法人になるための

基準と同一とする。

(2) 条例指定の公益性に関する基準は、三重県独自の基準を設定する。

(3) 運用にあたっては、次の点に留意する。

① 県の行う条例指定のための審査、認定のための審査を、全体として円滑に遂行する。

② 認定NPO法人への寄附は、市町の寄附控除の対象になるため、市町への影響を勘案し、申出をしたNPO法人が県条例で指定されることについて、事前に市町の意見を聴取する。

③ 制度の主旨等への理解を促すため、制度の周知及びNPO法人からの個別相談に対応する。

認定NPO法人と条例指定NPO法人の比較

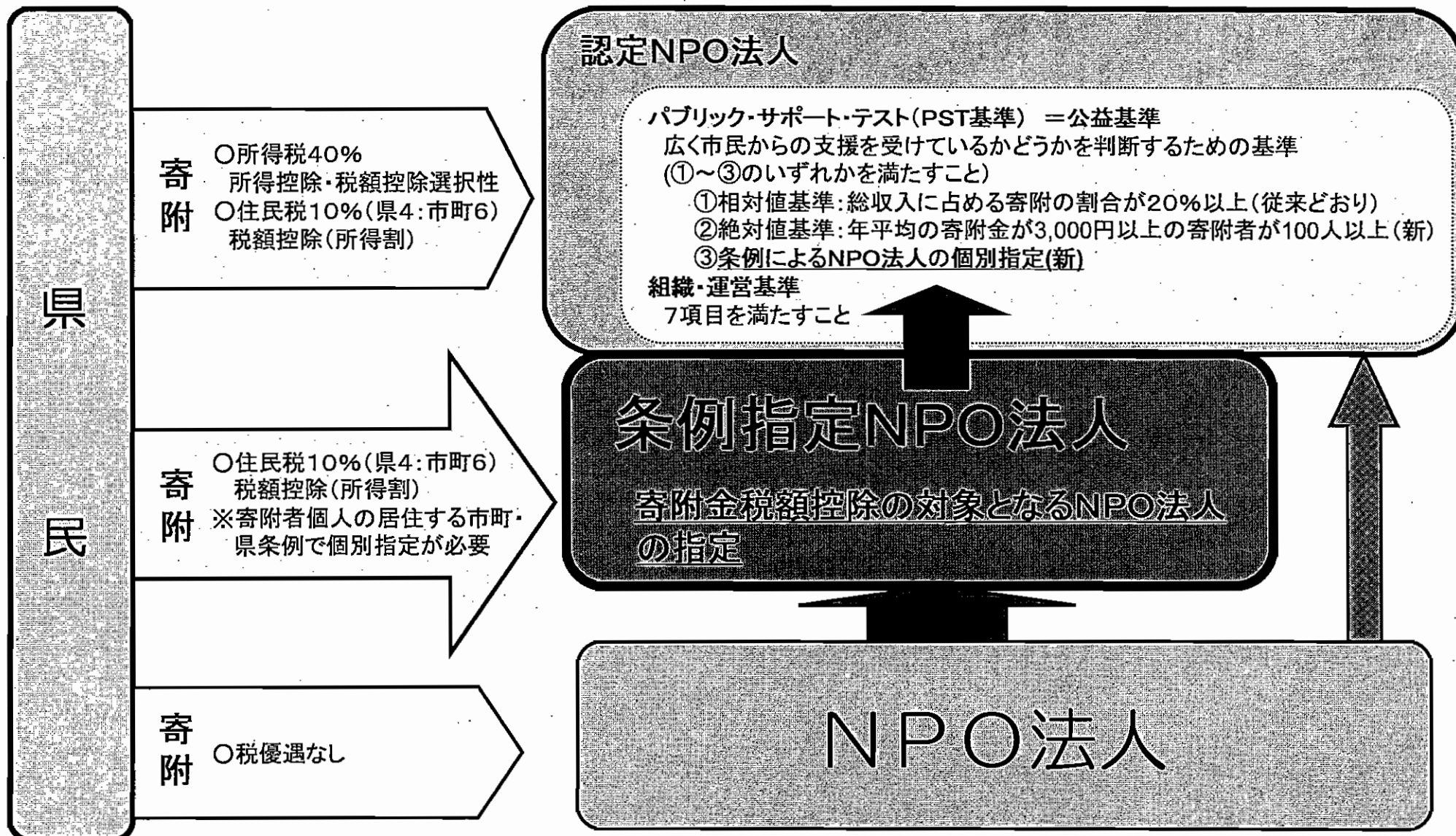
	認定NPO法人	条例指定NPO法人
基準	① 3つのPST基準 [※] のうち、いずれかを満たす ・ 総収入に占める寄附の割合が20%以上 ・ 年平均の寄附金が3,000円以上の寄附者が100人以上 ・ 条例によるNPO法人の個別指定	① 県内に主たる事務所 ② 寄附金を充当する予定の事業が住民の福祉の増進に寄与すると認められる ③ 公益性に関する基準
	② 7つの組織・運営基準を満たす	④ 認定NPO法人制度と同一 (組織・運営に関する基準)
有効期間	認定の日から5年間(5年ごとに更新)	認定NPO法人制度と同一
申請可能な法人	全てのNPO法人 (設立後1年を超える期間を経過)	認定NPO法人制度と同一
税制優遇	<所得税> ① 個人が寄附をした場合の寄附金控除 ② 法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③ 相続人が寄附をした場合の非課税 ④ 認定NPO法人自身のみなし寄附金 <住民税> 個人の寄附の場合、寄附金控除	<所得税> なし <住民税> 個人が寄附をした場合の寄附金控除 (寄附者の住所地の県市町条例で、寄附先となるNPO法人を、個別に指定している場合のみ)

※PST基準(パブリック・サポート・テスト)：広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

5 認定NPO法人のメリット

認定NPO法人は、財政基盤強化のための税優遇制度のほか、一般のNPO法人に比べて、県民からの信頼が得やすくなると考えています。信頼度の向上によって、多くの県民、企業等から寄附等の支援を受け、自立した活動を継続的に行っていくことが期待されます。

認定・条例指定・NPO法人の制度と税の優遇制度



7 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況について

1 「三重県リサイクル製品利用推進条例」

(1) 背景・目的

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生活から、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能となる社会への転換期において、リサイクル製品の利用を推進することで、地域の環境保全に貢献することが可能となるよう、平成13年3月に「三重県リサイクル製品利用推進条例」が制定されました。

本条例は、リサイクル製品の利用を推進することとリサイクル製品の利用推進を通じてリサイクル産業の育成を図ることによって、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、県がリサイクル製品を認定し、その製品を購入、使用することにより、リサイクル製品の認知や普及を促し、それによって、県民、市町、事業者等によるリサイクル製品の利用拡大を目指すものです。

(2) 認定の流れ

県は、平成13年3月に制定した「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき、安全性や品質等について「三重県リサイクル製品認定委員」に意見を聞いたうえで審査を行い、基準に適合したものを「認定リサイクル製品」として認定します。

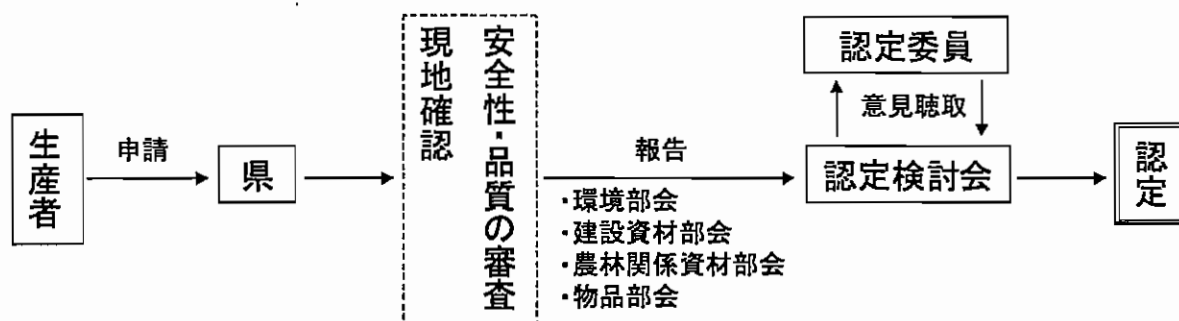


図 リサイクル製品認定フロー

2 平成24年度の認定リサイクル製品の使用・購入状況等

平成24年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、購入金額1,209,528,015円で、使用実績があった事業者数は42事業者でした。

また、平成24年度は、新規5事業者9製品、更新3事業者3製品を認定し、平成25年3月31日現在、55事業者の91製品を認定しています。

表1 三重県の使用・購入実績（条例第15条第2項に基づく報告）（単位：千円）

	建設資材		農業資材	物品等 その他	合計
	土砂類 (改良土、サンドクッ ション材など)	その他 (グレーチング、コンクリ ート二次製品など)	肥料等		
24年度	(9事業者) 90,067	(26事業者) 1,118,981	実績なし	(7事業者) 480	(42事業者) 1,209,528
23年度	(9事業者) 49,630	(27事業者) 935,587	(1事業者) 1	(5事業者) 682	(42事業者) 985,900
22年度	(10事業者) 81,576	(29事業者) 1,294,266	(1事業者) 50	(6事業者) 9,501	(46事業者) 1,385,393
21年度	(8事業者) 38,106	(30事業者) 962,415	実績なし	(4事業者) 1,269	(42事業者) 1,001,790

表2 リサイクル製品認定状況（各年度末の認定数）（単位：件数）

	建設資材		農業資材	物品等 その他	合計 ()は事業者数
	土砂類 (改良土、サンドクッ ション材など)	その他 (グレーチング、コンクリ ート二次製品など)	肥料等		
24年度	18	56	3	14	91(55)
23年度	20	52	4	14	90(59)
22年度	19	62	3	17	101(59)
21年度	20	61	3	18	102(58)

3 平成24年度のリサイクル製品認定制度にかかる取組状況

(1) 認定リサイクル製品の安全性

認定リサイクル製品の安全性について、立入検査（15事業者17工場）や生産者からの適合状況報告により確認しました。また、立入検査時には、土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等について、製品サンプル（14件）を採取し、6価クロムやヒ素等の重金属の溶出試験による分析・検証を実施しており、全ての製品について認定基準に適合していることを確認しました。

(2) 認定リサイクル製品の利用拡大

三重の環境のホームページへの掲載、環境月間における県庁展示ブースの出展やパンフレットの作成等により、リサイクル製品のPRに努めました。

また、県の公共工事においては、認定リサイクル製品を利用するための発注機関への説明会の開催や設計時のチェックリストによる確認を行うなどにより、認定リサイクル製品の利用拡大に努めました。

4 今後の対応

(1) 安全性の確認

新規や更新の認定時には、認定基準と照らし安全性等に関する審査を厳格に行います。

また、リサイクル製品に対する立入検査を随時実施し、サンプリング調査を行うなど、認定済みの製品についても安全性の確認を行います。

(2) 利用拡大

リサイクル製品のPRに努め、県民のみなさんの「リサイクル製品」に対する認知度を高めるとともに、国、市町での利用促進や県の公共工事等における優先的な使用など、認定リサイクル製品の利用推進に向けた取組を進めます。

(参考) 三重県リサイクル製品認定委員名簿(H25年6月21日現在)

氏名	所属・役職	専門分野等
加藤 忠哉	三重大学名誉教授	高分子化学、環境科学
太田 清久	三重大学名誉教授	環境科学・分析化学
石黒 覚	三重大学生物資源学研究科	農業土木、建築材料
畑中 重光	三重大学工学研究科教授	建築学(構造材料、コンクリート)
長原 滋	鈴鹿工業高等専門学校教授	有機合成化学
下野 晃	鈴鹿工業高等専門学校教授	無機材料化学
丸山 直樹	三重大学工学研究科准教授	環境工学、熱工学、エネルギー変換工学
中野 昭彦	公益財団法人三重県産業支援センター ものづくりコーディネーター	流通・金属加工 メカトロ・ロボット機械、生産管理

8 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 経緯

生活環境保全上の支障等のある不適正処理事案のうち、原因者による措置がなされない事案については、県が原因者に代わって措置を講じています。

四日市市大矢知・平津及び四日市市内山の2事案については、平成16年度から18年度に実施した安全性確認調査において、生活環境保全上の支障等が判明したことから、措置命令を発出した後、行政代執行を実施しています。

桑名市五反田事案については、安全性確認調査以前の平成13年度に行政代執行に着手しており、平成19年度までに汚染地下水の浄化等の目標は達成しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、改めて行政代執行を実施しています。また、桑名市源十郎新田事案については、安全性確認調査以後の平成19年9月に河川敷から廃油が滲出し、平成22年10月に当該箇所から回収した廃油中にPCB等が確認されたことから、行政代執行に着手しています。

以上の4事案については、産廃特措法に基づく国の財政的支援を得て、恒久対策を実施していくこととし、恒久対策にかかる実施計画について、昨年度に環境省との協議を行い、平成25年4月9日までに4事案全てについて環境大臣の同意が得られました。

2 各事案の恒久対策

(1) 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施します。

平成24年9月から地形測量等を実施しており、平成25年度は、処分場入口側の調整池及び処分場天端部への進入路の設置に着手します。

(2) 桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散を防止するため、鋼矢板による囲い込み工を実施した後、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。

平成24年4月までに瀬替え工等の緊急対策が完了し、廃油の滲出は抑止されています。井戸、集油管等を利用した廃油の回収を実施しており、平成25年度は、囲い込み工に着手するとともに、廃棄物等の掘削・除去にも着手します。

(3) 桑名市五反田事案

汚染物質の拡散を防止するため、促進酸化設備による地下水の浄化を継続しつつ、汚染物質の高濃度箇所掘削・除去を実施します。

促進酸化設備による浄化は平成24年3月から実施しており、平成25年度は、廃棄物等の選別・ストックヤードを整備するとともに、廃棄物等の掘削・除去に着手します。

(4) 四日市市内山事案

霧状の過酸化水素水の注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施します。

過酸化水素水の注入は平成24年11月から実施しており、平成25年度は、その効果を確認しつつ、整形覆土工に着手します。

3 今後の取組

- (1) 4事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、平成25年度内に実施計画に基づく恒久対策に着手し、産廃特措法の期限である平成34年度までに完了するよう、対策工事を着実に実施します。
- (2) 工事の実施に当たっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質等のモニタリング結果を的確に情報共有します。
- (3) 引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。